

カムルチーが、要注意外来生物リストから外れました。

要注意外来生物リストは、生態系被害防止外来種リストの作成に伴い平成 27 年 3 月に廃止されました。

外来生物法の規制対象となる特定外来生物や未判定外来生物とは異なり、外来生物法に基づく飼養等の規制が課されるものではありませんが、これらの外来生物が生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力をお願いするために平成 17 年に環境省が作成しました。

148 種類が選定され、その特性から大きく以下の 4 つのカテゴリーに区分されました。

※なお、生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止しておりますので、現在は、当該リストは用いておりません。

(1) 被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物
専門家会合等において、生態系等に対する被害があるかそのおそれがあるとされ、指定に伴う大量遺棄のおそれなどの生物ごとの様々な課題があることから、現時点で外来生物法に基づく特定外来生物等の指定対象となっていないもの。今後も特定外来生物の指定の適否について検討することとしている。現在 16 種類の外来生物が選定されている。

(2) 被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物
専門家会合等においても生態系等に対する被害のおそれ等が指摘されているが、文献等の被害に関する科学的な知見が不足しているもの。引き続き情報の集積に努め、その状況を踏まえて指定の必要性について引き続き検討するとともに、利用に当たっての注意を呼びかけていく必要があるとされた外来生物。現在 116 種類の外来生物が選定されている。

(3) 選定の対象とならないが注意喚起が必要な外来生物（他法令の規制対象種）
他法令による規制があることから、外来生物法に基づく特定外来生物や未判定外来生物の選定の対象とはならないが、特に利用に当たっての注意喚起が必要な外来生物。現在植物防疫法の規制対象となっている 4 種の外来生物が選定されている。

(4) 別途総合的な取組みを進める外来生物（緑化植物）
緑化に用いられる外来植物は、災害防止のための法面緑化など様々な場で用いられることから、被害の発生構造の把握と併せて代替的な植物の入手可能性や代替的な緑化手法の検討等を含めて環境省、農林水産省及び国土交通省の 3 省が連携して総合的な取組みについて検討をすすめることとしている。現在文献等で被害に係る指摘がある緑化植物として 12 種類の緑化植物が選定されている。

※要注意外来生物リストは平成 27 年 3 月 26 日をもって発展的に解消されています

要注意外来生物に係る情報及び注意事項

1. 被害に係る一定の知見はあり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

タイリクバラタナゴ (*Rhodeus ocellatus ocellatus*) 1

ニジマス (<i>Oncorhynchus mykiss</i>)	4
ブラントラウト (<i>Salmo trutta</i>)	7
カワマス (ブルックトラウト) (<i>Salvelinus fontinalis</i>)	10
グッピー (<i>Poecilia reticulata</i>)	12

2. 被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

ソウギョ (<i>Ctenopharyngodon idellus</i>)	14
アオウオ (<i>Mylopharyngodon piceus</i>)	16
オオタナゴ (<i>Acheilognathus macropterus</i>)	18
カラドジョウ (<i>Paramisgurnus dabryanus</i>)	20
ヨーロッパナマズ (<i>Silurus glanis</i>)	22
ウォーキングキャットフィッシュ (クララ) (<i>Clarias batrachus</i>)	24
マダラロリカリア (<i>Liposarcus disjunctivus</i>)	26
ナイルパーチ (<i>Lates niloticus</i>)	28
タイリクスズキ (<i>Lateolabrax</i> sp.)	30
マーレーコッド (<i>Maccullochella peelii</i>)	32
ゴールドンパーチ (<i>Macquaria ambigua</i>)	34
ナイルティラピア (<i>Oreochromis niloticus</i>)	36
カワスズメ (ティラピアの一種) (<i>Oreochromis mossambicus</i>)	38
カムルチー (ライギョの一種) (<i>Channa argus</i>)	40
タイワンドジョウ (ライギョの一種) (<i>Channa maculata</i>)	43
コウタイ (ライギョの一種) (<i>Channa asiatica</i>)	45

カムルチー (*Channa argus*) に関する情報

○原産地：東アジア (中国、朝鮮半島)

○定着実績：1923年に朝鮮半島から導入されて定着。琉球列島を除く全国各地に分布

○評価の理由

・東アジア原産の魚食性淡水魚であり、全国各地の湖沼や河川に定着しているが、最近では、在来生物相を改変するような大きな被害は確認されていない。

○被害の実態・被害のおそれ

z 東アジア原産であるため冬の低水温に耐えることが可能で、かつ繁殖力が比較的強く、日本各地に広く侵入・定着している (文献⑤⑥⑦)。

z 大型になる上位捕食者で魚類や甲殻類などを捕食し、在来の生態系に被害を及ぼしているおそれがある (文献⑥⑦)。

z アメリカに侵入・定着し、在来の魚類や両生類への影響が懸念され、防除が行なわれて

いる（文献①②③④⑨）。

z 日本では水産有用魚種の被害などが指摘されている。一方で、各地に定着しているが大きな被害が確認されないため、影響はそれほど大きくないとする意見も多い。

○被害をもたらす要因

生物学的要因

z 河川や湖沼に生息する。

z 水温 0～30℃で生息可能で日本全国に分布可能である。

z 魚類だけでなく、昆虫類、カエル類、甲殻類も捕食する。全長 30～80cm に達し、体長の 1/3 程度の大きなものでも捕食できる。

z 産卵数は 1,300～15,000 で年 1 回～数回産卵し、親魚が卵・仔稚魚を保護する。

z 上鰓器官と呼ばれる呼吸器官で空気呼吸も行うため、低酸素の水域にも耐性がある。

○特徴ならびに近縁種、類似種について

z 全長 30～80 cm。体は細長く、頭はヘビのようで、口裂は眼窩後縁の後方におよぶ。背鰭は 47～53 軟条、尻鰭は 31～35 軟条であり、同属のタイワンドジョウより多い。体側には 2 列に並ぶ菱形の暗色斑がある。

z 在来の同属種は生息していない。

41

○その他の関連情報

z 釣魚の対象として一部で人気がある。

z U.S. Fish and Wildlife Service Law Enforcement によれば、1997 年～2000 年には 16,554 個体のタイワンドジョウ類生体がアメリカに輸入された。アメリカ・メリーランド州では、2000 年に業者が放流したカムルチーの定着が 2002 年に確認された。その後、魚類への酸素供給を絶つ除草剤、および殺魚剤を池に散布して（池の植物およびカムルチーを含む魚類ごと）駆除した。

z アメリカでは、LACEY 法で輸入禁止され、2002 年よりタイワンドジョウ科全種の越州移動が禁止された。

z *Channa* 属魚類はイギリスにおいて大臣の許可なしに保有、放流が禁止されている。

z *C. micropeltes* がシンガポールで定着、*C. argus warpachowskii* がウズベキスタンなどで定着、*C. marulius* がアメリカで定着。

z 日本では、熱帯・亜熱帯域に生息する同属種（*Channa asiatics*, *C. bleheri*, *C. gachua*, *C. lucius*, *C. marulius*, *C. melanopterus*, *C. micropeltes*, *C. punctata*, *C. orientalis*, *C. pleurophthalmus*, *Parachanna obscura* 等）が輸入され、観賞用として人気がある。

z 有棘顎口虫（*Gnathostoma spinigerum*）の中間宿主で、生食は非常に危険。

z 7 道県で内水面漁業調整規則により移植が禁止又は制限されている。

○注意事項

・全国各地に定着し、特に霞ヶ浦等では昭和初期に一時的に急増したが、現在は安定期に入り、在来生物相を改変するような大きな被害は確認されていない。

- ・被害の実態は十分には把握されていないため、今後とも科学的知見の集積が望まれる。
- ・釣魚として利用されており、飼養場所からの逸出、不用意な移植等により、在来生物相に影響を与える可能性が指摘されていることに留意し、今後とも適切な管理を行なうことが重要である。

○主な参考文献

- ①Fish and Wildlife Service (2002) Injurious wildlife species: snakeheads (family Channidae). U.S. Environmental Protection Agency, Federal Register Environmental Documents, Vol. 67, No. 193.
- ②FishBase www.fishbase.org
- ③Fuller, P. L., L. G. Nico and J. D. Williams (1999) Nonindigenous fishes introduced into inland waters of the United States. American Fisheries Society, Special Publication 27, Bethesda, Maryland
- ④Lever C (1996) Naturalized fishes of the world. Academic Press. Xxiv+408 pp.
- ⑤金井慶幸・関口芳弘（1980）卒論「魚食性外来魚の社会的評価について」. フィッシング 6 月・7 月号.
- ⑥川那部浩哉・水野信彦・細谷和海（編・監）（2002）山溪カラー名鑑 日本の淡水魚（改訂版）. 山と溪谷社. 719 pp